ほっとレター

会員の皆様には、毎月会費を頂戴し、誠に有り難うございます。

VOL. 149

H27. 5

TOPIC

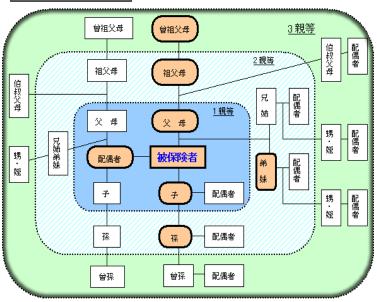
健康保険の被扶養者について

■今年も、健康保険では被扶養者の確認が調書によって実施されます。

そこで今回は「被扶養者」について取り上げます。

■扶養に入れる人の範囲というのは、『主として被保険 者の収入で生計を維持している3親等内の親族』で す。(表をご参照ください)

3親等以内の親族表



*

は、生計維持のみが要件

は、生計維持と同居が要件

1 親等

2親等

3親等

- ■扶養には年齢制限があり、75歳になる前までは扶養に入れます。75歳になると<u>後期高齢者医療制度に移ってしまう</u>ため、扶養には入れない=抜ける、ということになります。
- ■では、「主として被保険者の収入で生計を維持している」とは、どういうことでしょう。
- ①年収130万円未満(60歳以上は、180万円(<u>年</u>金含む))

<u>税務では毎年1~12月の</u>、ということですが、

社会保険では今後1年間の、という考え方です。 ですから、奥さんが退職しご主人の扶養に入りたい、というとき、退職した次の日から1年間の収入で判断することになります。

ただし、130万円未満でも、被保険者の年収の 半分以上だと扶養に入れません。

例:

夫 (被保険者) 年収・・・・220万円 妻 (扶養者) 年収・・・・120万円 このケースは、扶養に入れません。

②別居の場合は仕送り額

別居の場合は、年収130万円(180万円)未満で、被保険者からの仕送り額より自身の収入が少なければ、扶養に入れます。

- ■ただし、①、②については"原則"なので、例外的に実情に応じて扶養に入れる場合もあります。 (例えば、①の例でも、その世帯を総合的に見て、 夫がその世帯の生計の中心であれば扶養に入れる、 ということもあります。)
- ■また、雇用保険の失業給付については、<u>日額が13</u> <u>0万円÷360日=3,611円(180万円なら</u> 5,000円)未満かどうか、で判断します。
- ■3,611(5,000)円未満なら扶養に入ることができますが、逆に、この額以上なら失業給付を受けている間は扶養に入ることはできません。
- ■次に、扶養に入るための手続ですが、いろんなケースでいろんな証明が必要になります。 ただし、所得税上の扶養親族になっていれば、「扶養控除申告書」への記載の確認で済みます。
- ■所得税上の扶養親族になっていない(=扶養控除申告書に記載がない)場合は、
 - ▼同居の証明として住民票
 - ▼親族の証明として戸籍謄本(抄本)

といった公的な証明や、そのケースによって各種申立書などが必要な場合があります。

- ■収入の証明についても、
 - ▼税金上、扶養になっている
 - → 証明書類は要りません。
 - ▼税金上、扶養になっていない

Copyright (c) 2015 宮坂社会保険労務士事務所 All Rights Reserved.

→ 何らかの証明が必要

年金証書 所得証明(市町村) 給与支払証明 確定申告書 などなど。。。

が必要になります。

■4月は就職の時期で、扶養の手続きが多い月です。 反面、手続のし忘れも多く見られます。もう一度確認し、5月の今のうちに手続きをしましょう。 また、もし特殊な事情があればお尋ねください。

大事な お 知 ら せ

1. 労働保険年度更新について

労働保険年度更新については、賃金台帳、工事台帳 についてご協力いただき、ありがとうございました。

なお、労働保険料第1期の口座引落は、7月14日(火)となっております。引落2週間前くらいに労働局より直接お知らせが届きます。ご確認ください。

2. 健康保険・介護保険料率について

平成27年4月から、健康保険、介護保険料率が変更になりました。厚生年金料率は、今までと同じ額です。 (長野県の料率です。他都道府県はお手数でも、協会けんぽのホームページをご覧ください。)

(健康保険 4.955%)

+(介護保険0.79%)健康保険5.745%

厚生年金 8.737 %

雇用保険 0.5%(建設0.6%)

実際に社会保険料を変更するのは、(普通は) <u>5 月支払いの給料から引く分から</u>となりますので、ご注意ください。

また、<u>賞与は、4月1日以降支給する分から</u>変更してください。

賞与については、<u>千円未満を切り捨て</u>た額に上記の 率を掛けてください。

上限は、健康保険が年度(4/1~翌年3/31) の累計額540万円、厚生年金は1回(同月2回以上 支給の場合合算で)150万円です。 ですから、<u>それぞれの額を超えた分については保険</u> 料はかかりません。

また、介護保険は40~64歳までです。

3. 社会保険料一覧表について

健康保険関係料率の変更により社会保険料が変更に なっていますので、各お客様の<u>給与計算に間に合うよ</u> うに順次社会保険料一覧表をお送りしております。

また、随時改定により<u>料率だけでなく等級が変更に</u>なる従業員さんもいらっしゃるので、ご注意ください。

4. メンタルヘルス講習会について

社会保険労務士会諏訪支部主催により、6月5日(金) 午後3時より6時までで、かたくら諏訪湖ホテルにて、 聴講できます。無料で、増加してきている不調者の対 策が聴講できる貴重な機会ですので、是非どうぞ。別 紙ご案内をご覧ください。

(あとがき)

5 月の連休はどのように過ごされましたか?リフレッシュできたでしょうか?

私は、一番下の娘と蓼科に岩魚つかみに行きました。1人3匹なんですが、まだまだ水が冷たく2人でヒャーヒャー言いながら追いかけまわしました。

無事3匹捕まえて、それを焼いてもらいました。2人とも きだけ残してペロリとたいらげてしまいました。

結構なお値段がしましたが、子どもと一緒に遊びを体験することも徐々に減ってきているので、良い体験ができました。 真夏はもっと気持ち良いと思います。皆さんもぜひどうぞ。 (キムラ)

たった1クリックするだけで、救われる命や自然環境があります。

自分たちのできる範囲で協力しませんか。

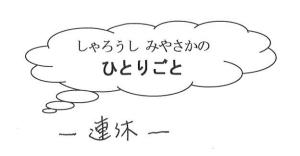
http://dff.jp/

携帯版はこちら → http://www.dff.jp/m/

〒392-0022 諏訪市高島3-1201-90

宮坂社会保険労務士事務所 労働保険事務組合 諏訪労務管理センター Tel 52-2444 Fax 52-6466 F-mail:

hiroko miyasaka@misawakaikei.jp このほっとレターは、当事務所・センターとご縁 のあった方にお送りしています。



みなさみま 5月の車休は

いかがますごしでしてか? 海外放行に行いた人も多かなそうです。

私は 4月から風邪、いまくがあかないが、たのですが、まず掛かん様を買いました。

以前近対に対していた人でいる100方近いしいまんが言っていました。

ひの水田を2番りてるか、93まで、耕うん様を 買ったうすごく よくて むと早く買えばよかったよ と言ったみを思いなしましてし、

私もまた。93天には時間かあるで 今でしまと思いかなずが歴料の耕が人職 も買いまして、

これならしいってふかふかになり腰痛もなくできれかです。

ろのは憲法記念日フェスティバルで「日中 文化センターにいれて。

4日 熱が30°5くらいなて10中 眠れいれた。周旬からよく駅4分ナ と思いち、ち中、その、存も眠れれた。 多方は好たないたので、北アルプスの

要移ウェッテングという 本を見て りんう備が激をもっていたので いくつか 見っけることができて よかったです。

青豆、多いる、ヤアいか、雪かとける時、見らいるのが、雪形です、昔白馬は代かき馬といて、田んはの代かきを訪りがでいてかってそうです。

その他種語節さん、娘さん、蝶々ないの雷形を見ってまして、

写形にも、初とかがかめり えがは写かとれて黒い形 木がは残れるの句に形です。





常坊北